

## 事務処理のルールによらない電気供給契約等について

平成30年10月18日 市民部スポーツ推進課

## 1 事案の概要

おおね公園の電気料金については、小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「A社」）との契約により、使用電力量に応じた請求に基づき、毎月約200万円を支払ってきました。

ところが、今年3月分の支払いについて、同公園の担当職員（主査）が期限までに支払わず、また、4月24日付けで催告通知が出されていたにもかかわらず、支払いを大幅に遅延した結果、延滞利息が発生するとともに、5月14日午前零時をもって契約を解除されました。

これらのことを上司に報告していなかっただけでなく、延滞利息などを公金ではなく、私費で支出していました。

また、上記担当職員は、契約解除に際し、上司への報告・決裁を受けずに、送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「B社」）と、無断で電気最終保障供給契約を交わしていました。

その結果、6月分からのB社との契約では、使用電力量に応じた金額が、A社に比べ割高なものとなってしまったほか、6月分の支払いについて期日を遅滞した結果、再度の延滞利息が発生させました。

## 2 不適切な処理に伴い発生した電気料金等

- |                              |     |          |
|------------------------------|-----|----------|
| (1) A社の3月請求分の支払遅延に係る延滞利息     | ・・・ | 1万8,529円 |
| (2) A社の6月請求分（5月13日分）の電気料金    | ・・・ | 6万9,186円 |
| (3) B社の6月請求分の支払遅延に係る延滞利息     | ・・・ | 9,081円   |
| (4) 契約者変更に伴う6月分～10月分の電気料金の差額 |     | （精査中）    |

※(1)及び(2)は、担当職員が私費で支出

## 3 経緯

別紙のとおり

## 4 原因

担当職員は、上司から支払期日までの納付について再三の確認があったに

もかかわらず、事実と異なる報告を重ね、適切に執行しなかったこと。また、上司による事務のチェックも行き届かなかったことが要因です。

## 5 今後の取組み

不適切な会計処理の是正等を図るとともに、早急に現在の送配電事業者から安価な小売電気事業者への契約変更の手続きを実施します。また、職員の法令順守の意識や適正な事務処理を徹底するとともに、事務執行が複数の視点から確認できるように改めてチェック体制の強化を図ります。